



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F  
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome  
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

JALCARGO-INFO-24-004

2024年5月15日

お客さま各位

日本航空株式会社  
貨物郵便本部 販売部

### お客さまご自身でEU税関事前申告(ICS2)をされる際の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素よりJALCARGOをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、2023年3月に開始となりましたEU税関事前申告制度(ICS2)に関しまして、ご自身で申告をされる際の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 開始日

2024年5月27日(月)搬入分より

#### 2. 対象貨物

お客さまご自身でICS2申告(multiple filing/self-filing)をされる貨物

#### 3. 追加必要情報

##### (1) Special Handling Code 「SFL」

「SFL」が入力されていることで、お客さまにて搭載許可AC(Assessment Complete)を取得していることを確認済みであるとみなします。

##### (2) ハウス申告をされるお客さまのEOPI番号

FWB OCI欄に入力

OCI/●●/DCL/T/●●123456 (●●=2桁の国番号、EOPI番号)

※以前よりご案内していたOCI/●●/CNE/T/●●123 456 789 12345とは異なります。

#### 4. JALのEOPI番号

お客さまご自身でICS2申告をされる場合、弊社のEOPI番号が必要となります。弊社営業担当までお問い合わせください。

#### 5. その他

##### (1) HSコードについても継続して入力をお願いいたします。

(2) お客さまの過失により、EU当局から罰則や罰金が科される場合や、それにより運航への影響が発生する場合には、お客さまに損害請求をさせていただくことがあります。予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当または予約担当へお問い合わせください。

以上